

エクスプレス予約サービス 会員規約集

ビュー・エクスプレス会員用

※最新のエクスプレス予約に関する会員規約・特約等は、2021.3版エクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/rules/) でご確認ください。

JR東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員用）

第1条 (適用範囲)

- 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、JR東海エクスプレス予約サービスの会員（以下「会員」という。）ID（以下「会員ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。
- 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、本規約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。また、本規約と特約との間で重複または競合する内容については、特約が優先するものとします。
- 当社は民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益としないものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたとうえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)（以下「当社HP」という。）、等で公表するものとします。

第2条 (会員資格、会員登録)

- 本サービスの利用希望者は、本サービスの利用にあたって、まずは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が提供する「モバイルSuica」サービスメニューに表示される申込画面から「ビュー・エクスプレス特約」に申し込むものとします。
- 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、本サービスへの入会を承認するとともに、利用希望者は本サービスの会員としての資格（以下「会員資格」という。）を有することとします。第11条に定める年会費は、この時点から発生します。また、当社は、会員に第10条に定めるEX-ICカードを貸与します。
- EX-ICカードを受け取る会員は、本サービスの利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員IDや、その他の当社が別に定める情報（以下「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの会員登録手続（以下「会員登録」という。）を行うものとします。この際、会員は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。
- 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認をしないことがあります。

- (前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
- 会員登録が正しく完了しなかった場合
- 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、必要な同意を得ていない場合
- 会員が、過去において本規約または本規約の特約等に違反したことにより、本サービス会員資格の停止・取消を受けている場合
- 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）が提供するJ-WESTカードによるエクスプレス予約サービス（以下「J-WESTカードEX予約サービス」という。）または当社とJR西日本が別に提供する「スマートEXサービス」（以下「スマートEX」という。）の会員資格の停止・取消を受けている場合
- その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不当と判断する場合
- 第3項の会員登録に対して当社が承認をした場合、当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
- 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービスの利用を停止することがあります。
 - 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合
 - 第3項にり登録および第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合
 - 会員がビューカード会員でなくなった場合
 - 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合
 - 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行いまたは申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - 株式会社ビューカードから会員資格を取り消すよう通知があった場合
 - 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売もしくは換金行為を試み、または実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）
 - 会員が、その一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超過て、本規約または本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合
 - 会員が第16条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき。
- 同一の会員に対し複数の会員ID（本サービス、J-WESTカードEX予約サービスまたはスマートEXの会員IDを含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合

1

- 暴力団
 - 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - 前各号の共生者
 - その他前各号に準ずる者
- 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

改定日 令和3年3月6日

JR東海による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条 (当社による個人情報の収集等)

- 東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービスの利用開始にあたって、予約・申込サイト上で会員登録を行う会員（以下「会員」という。）は、当社に必要な保護措置を講じた上で、次の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。
 - 会員の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・クレジットカード番号等、会員が株式会社ビューカードに対し「ビュー・エクスプレス特約」の申込時に届け出た情報（これらの変更情報を含む。）、メールアドレス等、本サービスの会員登録時に入力した情報（変更情報を含む。）および退会申込時に届け出た事項について、株式会社ビューカードより提供される情報
 - 当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報

- 会員は、会員が当社または株式会社ビューカードに対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正または変更の届出があった場合については、当該届出したいた情報について、当社が株式会社ビューカードに提供する場合がありますことに同意します。
- 第2条 (当社による個人情報の利用等)**
- 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。
 - 会員とのお乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため
 - 営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送、インターネット等の手段により送付するため
 - 販売状況分析、商品開発のために利用するため
 - 個人情報の収集および前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報の情報を預託します。

第3条 (当社との個人情報の共同利用)

- 会員は、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社および当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）等、当社のエクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/) 上において公表する当社（以下、「共同利用者」という。）が、第1条第1項に記載の個人情報を、同ホームページ上に掲げる目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。
- 第4条 (当社からの個人情報の提供およびその利用)**
- 会員は、当社が当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供するに同意します。
- 第5条 (当社からの個人情報の提供中止の申出)**
- 会員は、当社にかかわらず、申出により、それ以降の当社からの個人情報提供の中止を求めることができます。この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に申し出るものとします。
- 第6条 (当社による保有個人データの開示等の請求等)**

- 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。
- 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。

〒108-8204 東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビルA棟

東海旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約カスタマーセンター

電話0120-417-419
- 万が一当社が保有する個人情報に正確または誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正、追加、削除します。

第7条 (本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員が本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、エクスプレス予約サービスの利用開始にあたっての会員登録をお断りすることがあります。

改定日 平成29年9月2日

エクスプレス予約に関する特約（ビューカード会員用）

第1条 (エクスプレス予約サービス)

- エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）とは、「JR東海エクスプレス予約サービ

- (1)その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
 - 会員は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が別に定める会員登録の初期化手続きを行うとともに、JR東日本が提供する「モバイルSuica」サービスメニューに表示される申込画面から、「ビュー・エクスプレス特約」の解除しより退会を申し込むものとし、退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員は会員資格を喪失します。会員資格の喪失以降は、第11条に定める年会費は発生しないものとします。
 - 会員は、決済用ビューカードを変更した場合、株式会社ビューカードが別に定める場合を除き前項の退会申込をしたものとみなします。
 - 会員が会員登録を行った後、または会員が前二項に定める本サービス会員登録の初期化手続きを行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第6条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。
 - 会員は、第7項または第8項により、会員資格を喪失した後であっても、会員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。
- 第3条 (会員情報の登録・修正)**
- 会員は、会員情報（前条第3項より登録した自己に関する情報または回数を開かずこれを修正登録したものを含む。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。
- 第4条 (会員情報の使用)**
- 本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴等）についての取扱いは、JR東海による個人情報の取扱いに関する同意事項によります。
- 第5条 (会員の義務)**

- 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければなりません。
- 会員は、会員IDおよびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはなりません。
- 会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行うことはならないものとします。
- 会員が別々に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員または第三者が被った不利益
- 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員または第三者が被った不利益
- 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員または第三者が被った不利益
- 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、第三者が被った不利益
- 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにはウイルス、または当社が世間一般に送信される電子メール容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し会員または第三者が被った不利益
- その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益
- 決済用ビューカードまたはJR東日本が提供する「モバイルSuica」サービスのシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益
- 決済用ビューカードの有効期限満了日2日前までに、JR東日本が定める手続によりカード

- 会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用に当たり、会員または会員が締結した運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）が行った一切の行為およびその結果並びに会員ID等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
- 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。
 - 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員または第三者が被った不利益
 - 会員IDおよびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益
 - 当社が第2条第4項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより会員または第三者が被った不利益
 - 当社が第2条第6項により本サービスの会員資格を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益
 - 当社が本サービスに関するシステム上で本サービスを変更したことにより会員または第三者が被った不利益
 - 当社が本サービスの中断・変更・終了または会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員または第三者が被った不利益
 - カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益
 - 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員または第三者が被った不利益
 - 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員または第三者が被った不利益
 - 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員または第三者が被った不利益
 - 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、第三者が被った不利益
 - 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、第三者が被った不利益
 - 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益
 - 決済用ビューカードまたはJR東日本が提供する「モバイルSuica」サービスのシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより会員または第三者が被った不利益
 - 決済用ビューカードの有効期限満了日2日前までに、JR東日本が定める手続によりカード

2

- 会員規約（ビューカード会員用）」（以下「会員規約」という。）第1条第1項中の「JR東海エクスプレス予約サービスの会員ID」を利用したすべてのサービスの一種であり、インターネットによる申込により、別に定める乗車券類（以下「乗車券類」という。）の購入、変更、払戻等（以下「乗車券類の購入等」という。）を行うことのできるサービスを行います。
- 会員規約に定める会員は、会員規約第2条により本サービスの会員登録を行うに際してインターネットの申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本特約を承諾しているものとみなしたエクスプレス予約サービスの会員を「会員」という。）。
 - 本サービスは、会員に限り利用できるとします。

第2条 (本特約の効力)

- 本規約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本規約に定める内容を除き、乗降区間に応じて東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款、以下同じ。）によります。
- 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたとうえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ (https://expy.jp/)（以下「当社HP」という。）、等で公表するものとします。

第3条 (利用環境、受付期間、受付時間)

- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。
- 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社HP上で周知するものとします。

第4条 (申込)

本サービスにおいて、会員は、当社より付与された会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によりインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込等を行うことができますものとします。

第5条 (回答方法、契約の成立、決済)

- 会員が本サービスを利用した場合、会員規約第1条に定める会員IDに紐づくビューカード（以下「会員ビューカード」という。）によって決済することとします。
- 会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）に対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが正確でなかった場合は、通常通知が到達したあと数時間をもって通知が完了したものとみなします。
- 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、会員と当社間で運送契約の成立・変更・解約等がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
- 会員が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。したがって、会員の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、会員ビューカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社HPにより周知するものとします。
- 会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、会員規約第6条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第3項にかかわらず、当社は会員に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。
- 乗車券類の変更、払戻等（第10条記載の受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。）により過不足金が生じた場合の精算は、原則として会員のビューカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、会員の本サービスにより変更後の乗車券類購入可能額は、会員ビューカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。

第6条 (契約成立後の乗車券の取扱い)

- 会員は、本サービスにより購入、変更した乗車券類の内容について、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上に確認することができます。
- 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
- 前項より、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第7条 (事前申込サービス)

- 本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の前における申込（以下、「事前申込」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることができます。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。
- 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の成立の成否の通知は、第5条に基づき電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。（注）事前申込は、運送契約の成立を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の成立の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は成立されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指

5

情報の更新を行わなかったことに伴い、決済用ビューカードの有効期限が満了し、本サービスを利用することができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益

- 一部あるいは全部のビューカード会員に対して株式会社ビューカードよりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員または第三者が被った不利益
- 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員または第三者が被った不利益
- 会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社（以下「他社」という。）の定める運送約款および法令の定めに従反したことにより、または本規約および本規約の特約において会員が一切の責任を負うたことと規定されており、事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益
- その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員または第三者が被った不利益

- 会員が本規約、本規約の特約、当社または他社の定める運送約款および法令の定めに従反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条 (通知および同意の方法)

- 当社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
- 前項の掲示の通知内容が反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

第9条 (サービス等の変更)

- 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステムおよび内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。
- 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスのアクセス制限を行うことができるものとします。
 - 本サービスのシステムの保守が必要の場合
 - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責に非ない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合
 - 決済用ビューカードまたはJR東日本が提供する「モバイルSuica」サービスのシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができなくなった場合
 - 一部あるいは全部のビューカード会員に対して株式会社ビューカードよりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合
 - その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更および会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
- 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

第10条 (EX-ICカード)

- 当社は、会員に対し、ICチップを内蔵するEX-ICカードまたはエクスプレス会員証（以下、総称して「EX-ICカード」という。）を発行し、貸与します。
- EX-ICカードの効力等については、当社が別に定める「JR東海EX-ICサービス規約（ビューカード会員用）」によるものとします。

第11条 (年会費)

- 会員は、当社に対し、ビューカードの年会費とは別に、本サービス利用の有無にかかわらず、当社が別に定める年会費およびこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費」という。）を負担するものとします。
- 会員は前項の年会費を、当社が別に定める方法で支払うものとします。
- 会員は、第2条第6項により本サービスの利用を停止され、本サービスの利用ができない場合であっても、第2条第7項の定めによる退会申込を行い、「ビュー・エクスプレス特約」の解除が完了するまでの間に発生した年会費は、これを負担しなればなりません。
- 会員の第2条第3項の定めによる本サービスの会員登録に対して、当社が承認しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費（ただし、1年分に限りず）を滞滞なく無利息にて返還するものとします。
- 第9条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを滞滞なく無利息にて返還するものとします。
- 前二項の他、会員が一旦支払った年会費は、会員資格の停止・取消または本サービスの利用停止その他理由のいかんを問わずお返ししません。

第12条 (権利の帰属)

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれ以外の権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第13条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本規約および本規約の特約に基づき当社に対して有する債権第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第14条 (相殺禁止)

会員は本規約および本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することとはできないものとします。

第15条 (単独法および合意管轄裁判所)

- 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
- 本サービス並びに本規約および本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条 (反社会的勢力の排除)

- 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

3

示に従うものとします。

- 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第8条 (夜間申込サービス)

- 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯においては、購入の申込（以下「夜間申込」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
- 当社は、会員が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。

- 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の成立の成否の通知は、第5条に基づき電子メールアドレスへの電子メールの送信により行います。
- 前項にかかわらず、当社は会員に対し、運送契約の成立の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は成立されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

- 夜間申込の取消は、会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第9条 (受取)

- 会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第6条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとします。

本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字、以下、総称して「受取コード」という。）を発行するものとします。会員が前項の受取を行う際には、当社が別に定める会員のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、会員が本サービス利用時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。

第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および前項の受取コードの有効期間および第7条に定める事前申込による受取期間には、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。

- 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が受けられなかった乗車券類については、個々の乗車券ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車乗車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。
 - 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行います。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

- 前項による払戻は、会員のビューカードにより決済を行います。なお、第5条に関わらず会員への通知は行いません。
- 会員が会員規約第2条により会員資格を喪失した時点で、当社が第6条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に定める受取期間の満了日とします。

第10条 (受取後の乗車券の扱い)

会員が前条第1項より受取した後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社が別に定める窓口において、会員のビューカードの提示等を行うものとします。

第11条 (付帯サービス)

- 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社HPまたは申込サイト上の掲示等で案内します。
- 会員は、付帯サービスを利用する場合、常に会員のビューカードまたはEX-ICカードを携帯し、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第12条 (変更の可能性)

当社は、以下の事柄について変更する可能性があります。また、この変更に起因して、会員または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

- 第3条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間および所要回答時間
- 第4条の申込方法
- カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- 第7条、第8条の申込方法
- 第9条の受取窓口、受取方法、受取期間
- 付帯サービスの内容
- その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

第13条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

改定日 令和3年3月6日

6

JR東海 EX-IC サービス規約（ビューカード会員用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条(総則)

1. 本規約は、「エクスプレス予約サービスに関する特約(ビューカード会員用)」（以下「サービス特約」という。）の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または統合する内容については、本規約が優先するものとします。

2. サービス特約に定めるJR東海エクスプレス予約サービスの会員は、JR東海エクスプレス予約サービス会員登録手続(以下「会員登録」という。)に際しインターネットの申込サイト上に表示される規約に「同意する」とボタンを押すことにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます。(以下、本規約を承諾しているものとみなされたJR東海エクスプレス予約サービス会員を「会員」という。)

第2条(用語の定義)

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「EX-ICカード」とは、当社が会員を対象に発行するICチップを内蔵するカードまたは会員証をいいます。
- (2) 「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカード固有の番号をいいます。
- (3) 「交通系ICカード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)（以下「当社HP」という。）に掲載するICカード乗車券等をいいます。
- (4) 「当社指定路線」とは、EX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
- (5) 「指定クレジットカード」とは、当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。
- (6) 「指定クレジットカード発行会社」とは、指定クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。
- (7) 「会員情報」とは、会員が会員登録の際に登録した事項(修正登録した事項を含みます)をいいます。

2. 本規約に定めのない用語の定義については、サービス特約に定めるところによるものとします。

第3条(本規約の変更)

当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができますものとして、なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、当社HP等で公表するものとします。

第2章 EX-ICサービス

第4条(EX-ICサービス)

1. EX-ICサービス(以下「本サービス」という。))とは、サービス特約第1条で定めるエクスプレス予約サービスの一つであり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下「締結等」という。)をすることができるサービスです。ただし、本サービスにより締結等をする事ができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下「駅」という。)において入出場する際にEX-ICカードまたは交通系ICカード(以下、総称して「ICカード」という。)が必要等の特別な旅客運送契約(以下「EX-IC運送契約」という。)となります。また、EX-IC運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約よりよりも会員および第18条に定める利用者に にとって不利になる場合があります。

2. 会員または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定したICカードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定したICカードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第9条で定める受取窓口において、サービス特約第6条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票(以下「乗車券類」という。)を受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をEX-ICカードまたは乗車券類のみで通過することはできません。

第5条(EX-IC運送契約の内容)

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条(利用環境、受付期間、受付時間等)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。

2. 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱うEX-IC運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条(申込)

会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等申し込みにあたり、会員の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込みものとします。

第8条(申込および決済の方法、費用の成立等)

1. 会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結を申し込み場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
※EX-IC運送契約により大人1名がICカードで乗車する場合は、会員本人の利用に限ります。

4. 会員が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

5. 会員がEX-ICカードを紛失または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

第17条(EX-ICカードの再発行)

1. 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

2. 当社は、会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。

3. 前二項のEX-ICカードの再発行の際には、会員は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、会員の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、第2項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の指定クレジットカードにより決済するものとします。

第5章 交通系ICカード

第18条(交通系ICカード)

1. 会員または会員が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者(以下「利用者」という。)が、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系ICカードを使用して入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める方法により交通系ICカードの登録または指定手続をするものとします。
※交通系ICカードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系ICカードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用者とは同一名義の交通系ICカードを登録するものとします。

3. 会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系ICカードを使用し入出場するときは、常にICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員はICカードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系ICカードを、速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX-IC運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系ICカードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系ICカードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第19条(交通系ICカードの登録取消)

1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系ICカードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第15条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-ICカードの返却を求められた場合
- (2) 記名式交通系ICカードを記名人以外の第三者に使用された場合
- (3) 交通系ICカードを不正乗車(不正乗車を目的で乗車したことが明らかなる場合を含みます。))または公序良俗に反する行為に使用した場合
- (4) 転売、換金等の目的によりEX-IC運送契約の締結等、交通系ICカードの利用状況が適当でない当社が認めた場合
- (5) 交通系ICカードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複製、移動または第三者に提供等した場合
- (6) 会員が複数の交通系ICカードとして登録手続をし、当社がこれら登録した場合で、他の交通系ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
- (7) 第15条第1項によりEX-ICカードの返却を求められた場合
- (8) 会員が登録した交通系ICカード番号が不正であり、第三者が不利益を被っている場合
- (9) その他、会員の交通系ICカードの利用が適当でない当社が認めた場合

2. 前項より会員が交通系ICカードの登録または指定の取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他交通系ICカードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系ICカードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第20条(交通系ICカードの変更等)

1. 会員が、本サービスに交通系ICカードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系ICカードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系ICカードで本サービスを利用することができます。

2. EX-IC運送契約の締結または変更後、前項により交通系ICカードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系ICカードで本サービスを利用するものとします。

第6章 その他

第21条(当社の免責事項)

当社は、ICカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員のICカードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信障害やコンピュータの障害等により、システム等が中断・中止したことにより会員または第三者が被った不利益
- (3) EX-ICカード、本サービスの案内冊子、当社または指定クレジットカード会社ホームページに記載された当社連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。)への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間でEX-IC運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスによりEX-IC運送契約を締結できる可能性、指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC運送契約の締結可能件数は、当社HPにより周知するものとします。
5. 第3項の定めによりEX-IC運送契約が成立した時点において、EX-IC運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. 会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の変更、解約等申し込み場合、本サービスの申込サイト上で当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項において、第4項に基づき決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前のEX-IC運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、会員の本サービスによりEX-IC運送契約を変更できる可能性は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. 会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても、当社から承諾の通知がされない場合には、サービス特約第5条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。))まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社は会員に対し、EX-IC運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録によるに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス(普通車自由席)の発売額とします。またEX-IC運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールの送信を行い、EX-IC運送契約の通知を行うものとします。

第9条(契約の締結、変更後の取り扱い)

会員は、本サービスにより締結、変更しEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第10条(本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス又は付帯サービス(以下、総称して「本サービス等」という。)の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」という。)を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

- (1) システム等の保守、点検を行う場合
- (2) システム等に障害が発生した場合
- (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責めによらない何らかの事由により、本サービスを通常どお提供できない場合
- (4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合

4. 当社は当社の都合により本サービスを終了できるものとし、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第11条(通知の方法)

1. 当社から会員への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社HP上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレス宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が、当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しないなど、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第三者の被った不利益

- (4) 利用環境の変更により、会員または第三者が被った不利益
- (5) 当社が会員から第16条第1項の申告を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の不利益
- (6) 交通系ICカードのサービスメンテナン、障害等のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益

第22条(債権譲渡および債権担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、質入または担保に供与してはならないものとします。

第23条(間接禁止)

会員は(理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第24条(適用法規および合意管轄裁判所)

1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。

2. 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和3年3月6日

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第1条(定義)

(1) 本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。))およびJR東海が提携する企業(以下、「提携各社」という。))が、「JR東海エクスプレス」(Visa・Mastercard・JCB)カード会員規約(※)に定める会員(以下、「会員」という。))に対し、各種サービスを提供するプログラム(以下、「本プログラム」という。))について定めます。

2. 本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。

3. ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。

(4) 特典とは、会員の利用申込に応じてJR東海及び提携各社により、会員に提供されるサービス等々をいいます。

(5) 特典プログラム券等とは、特典のうち、会員が一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービスを利用する場合に購入できるサービス又は乗車券類等をいいます。

第2条(参加申込)

1. 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

2. 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。

- ・ 基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
- ・ JR東海エクスプレス・カード(コポレート)会員
- ・ JR東海エクスプレス・カード(E予約専用)会員
- ・ JR東海エクスプレス予約サービス(プラスEX)会員

第3条(ポイントの蓄積)

- (1) ポイントは、物理的に発行されたカード単位で蓄積されます。
- (2) 会員が、会員でなくなったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
- (3) ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取等のほか、JR東海及び提携各社の定める商品購入・サービス利用に際し、付与されます。
- (4) ポイントは、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に対し蓄積されます。
- (5) JR東海及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
- (6) ポイントは、別に定める蓄積条件に基づき、口座に登録されることで付与されます。会員は、ポイントが口座に登録された後であれば、そのポイントにより特典を利用することはできません。
- (7) ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員はJR東海が別に定める方法により、ポイントの蓄積・引き落としを請求することができます。ただし、この請求は、JR東海が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品・サービスの購入日から3ヶ月以内でなければなりません。
- (8) エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

第4条(ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末12時30分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、無効となり、JR東海は失効に関する一切の責任を負いません。

第5条(ポイントの共有・合算・移転)

- (1) 蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合ははじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有・合算・移転できません。
 - ① 会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となった場合
 - ② 会員が複数のカードを所持している場合
 - ③ 法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人において部署(代表者)カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用している場合
- (2) ポイントの合算・移転の特例
前号にかかわらず、次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算・移転を認める場合があります。
 - ① カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することとなった場合
 - ② その他、JR東海及びJR東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた場合

第6条(提携各社によって提供される特典)

(1) 提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携会社の責任により行います。JR東海は、提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。

(2) 提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従うものとします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第12条(例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第4章 EX-ICカード

第13条(EX-ICカードの発行および効力)

1. 当社は、本サービスの提供に關連して会員に対し、EX-ICカードを発行し、貸与します。

2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-ICカードを送付します。

4. 会員は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード(内蔵するICチップに記録された情報を含む)を使用、管理しなければなりません。

5. 会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常にEX-ICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

6. EX-ICカードは、会員本人以外は使用できません。

7. EX-ICカードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第14条(EX-ICカードの有効期限および更新)

1. EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限内に、当社の都合により、EX-ICカードを予告なく交換することがあります。

3. EX-ICカードの有効期限が満了する場合、会員からEX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるとは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行します。

第15条(EX-ICカードの返却等)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、会員に対し、EX-ICカードの返却を求めないし本サービスの提供を終了することがあります。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 会員登録の取消を受けた場合
- (3) 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
- (4) 本人以外の第三者にEX-ICカードを使用した場合
- (5) EX-ICカードを不正乗車(不正乗車を目的で乗車したことが明らかなる場合を含みます)または公序良俗に反する行為に使用した場合
- (6) 転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結等、EX-ICカードの利用状況が適当でない当社が認めた場合
- (7) EX-ICカード本体または内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複製、移動または第三者に提供等した場合
- (8) 会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービスの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
- (9) EX-IC運送契約の内容に違反して、当社が別に定める「EXサービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反を行った場合または繰り返し違反した場合
- (10) 当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
- (11) 第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系ICカードの登録取消を受けた場合
- (12) その他、会員のEX-ICカードの利用が適当でない当社が認めた場合

2. 前項より会員がEX-ICカードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、会員の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第16条(EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員のEX-ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第7項の定め、その他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

- (1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
- (2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
- (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
- (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
- (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
- (6) 第1項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

- (3) 蓄積されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有・合算及び譲渡することはできません。
- (4) JR東海は、提携会社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等については、一切責任を負いません。
- (5) JR東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合JR東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)等にてその旨をお知らせします。

第7条(ポイントによる特典の利用)

- (1) 特典は、会員に限り申し込むことができます。
- (2) 特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者に遵守させるものとします。
- (3) ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
- (4) 特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
- (5) 会員への特典に関する必要事項の通知・連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・電子メールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り・更新未了等により必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR東海は一切責任を負いません。
- (6) 会員等は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
- (7) 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR東海は、この利用制限を理由に、特典の払戻、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
- (8) 会員等は、提供された特典をいかなる形でも第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
- (9) JR東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等あらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障するいかなる責任も負いません。

第8条(変更・終了の告知)

- (1) JR東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
- (2) 本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
- (3) JR東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

第9条(特典の変更)

民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ等で公表するものとします。

第10条(この特約に定めのない事項)

ポイント利用に係わる個人情報の取り扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約・特約によります。

※会員種別により、次の規約等にも読み替えるものとします。

- ・ JR東海エクスプレス・カード会員規約
- ・ JR東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
- ・ JR東海「そうだ京都、行こう。」エクスプレス・(Visa)カード会員規約
- ・ JR東海エクスプレス・カード(法人)会員規約
- ・ JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員規約
- ・ JCBエクスプレスカード会員規約
- ・ 三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約
- ・ UCエクスプレスコーポレートカード会員規約
- ・ MUFJカードエクスプレスコーポレート会員規約
- ・ DCエクスプレスコーポレートカード(個別払い方式)会員規約
- ・ DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約
- ・ TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約
- ・ JR東海エクスプレス予約サービス会員規約(ビューカード会員用)
- ・ アメリカン・エクスプレス®・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

改定日 令和2年3月21日